

平成29年10月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(行ウ)第33号 住民訴訟による違法随意契約返還請求事件

口頭弁論終結日 平成29年7月19日

判 決

埼玉県狭山市富士見2丁目24番11号 メゾン富士見102

原 告 田 中 寿 夫

埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

被 告 狭 山 市 長

小 谷 野 剛

同訴訟代理人弁護士 橋 田 健 次 郎

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、小谷野剛に対し、149万5260円及びうち99万6300円に対する平成28年5月10日から、うち49万8960円に対する同月13日から各支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

第2 事案の概要

本件は、狭山市の住民である原告が、狭山市が中央企画こと高木真理子(以下「高木」という。)との間で2件の契約を締結したのは違法であるなどと主張して、狭山市の執行機関である被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、狭山市長である小谷野剛(以下「小谷野」という。)に対して149万5260円(上記の各契約に基づく支出相当額)の損害賠償金等の支払を請求することを求める住民訴訟である。

1 関連法令等

(1)ア 地方自治法（以下「法」という。）

ア ① 法2条16項本文は、地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない旨を、② 同条17項は、同条16項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする旨を定める。

イ ① 法234条1項は、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする旨を、② 同条2項は、同条1項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる旨を定める。

イ 地方自治法施行令（以下「令」という。）

令167条の2第1項1号は、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が令別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするときは、法234条2項の規定により随意契約によることができる旨を定め、同表は、市町村（指定都市を除く。）につき、「工事又は製造の請負」に対応する額を130万円、「前各号に掲げるもの以外のもの」に対応する額を50万円と定める。

ウ 狭山市契約規則（昭和58年規則第35号〔甲2，乙8〕。以下「契約規則」という。）

ア 契約規則21条は、令167条の2第1項1号に規定する規則で定める「工事又は製造の請負契約」に対応する額を130万円、「前各号に掲げる以外のもの」に対応する額を50万円と定める。

イ ① 契約規則21条の2第1項は、市長は、令167条の2第1項3号又は4号の規定による随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、あらかじめ、（a）発注の見通し、（b）契約の内容並びに契約の相手方の決定方法及び選定基準、（c）上記（a）、（b）のほか、市長が必要と認める事項を公表するものとする旨を、② 同条2項は、市長は、上記の契約を締結したときは、（a）契約の締結状況、（b）上記（a）のほか、市長が必要と認める事項を公表するもの

とする旨を定める。

(ウ) ① 契約規則 22 条 1 項本文は、随意契約を行う場合においては、相手方から見積書を徴さなければならない旨を、② 同条 2 項は、同条 1 項に規定する見積書は、所定の場合を除き、原則として 2 以上の相手方から徴さなければならない旨を、③ 同条 3 項は、随意契約を行う場合においては、あらかじめ予定価格を定めなければならない旨を定める。

(2) 狭山市事務決裁規程（昭和 59 年訓令第 13 号〔乙 2〕。以下「決裁規程」という。）

決裁規程 4 条、同別表第 1 は、財務事項のうち、1 件 100 万円以下の業務委託
同、契約同については、課長が専決できる旨を定める。

2 前提事実（争いのない事実並びに証拠〔甲 1, 9, 15, 18, 乙 7, 9〕及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1)ア 原告は、普通地方公共団体である狭山市の住民である。

イ 被告は、狭山市の執行機関であり、小谷野は、狭山市長である。

(2)ア 狭山市は、平成 28 年 3 月 11 日、高木との間で、随意契約の方法により、
① 業務を、広報冊子である「別冊さやま創刊号」（A4 判カラー 12 頁、4 万 5 000 部）の制作、印刷及び製本、② 代金を 99 万 6 300 円（消費税等を含む。以下同じ。）、③ 納入期限を同月 31 日とする請負契約（以下「契約 1」という。）を締結した。契約 1 の締結については、決裁規程に基づき、担当課長（総合
政策部政策企画課課長吉田敦〔当時。以下同じ。〕）が専決により処理している。

イ 高木は、平成 28 年 3 月 31 日までに、契約 1 に係る業務を完成させて、これを狭山市に納入し、狭山市は、その後、高木に対し、契約 1 に基づき、99 万 6 300 円の支払をした。

(3)ア 狭山市は、平成 28 年 3 月 22 日、高木との間で、随意契約の方法により、
① 業務を、広報冊子である「別冊『さやま』おしえて狭山茶おいしい淹れ方編」の制作、印刷及び製本、② 代金を 49 万 8 960 円、③ 履行期間を同日から同

月31日までとする業務委託契約（以下「契約2」といい、契約1と併せて「本件各契約」という。）を締結した。契約2の締結については、決裁規程に基づき、担当課長（環境経済部農業振興課課長立川武司。以下、契約1の締結に係る担当課長と併せて単に「担当課長」という。）が専決により処理している。

イ 高木は、平成28年3月31日までに、契約2に係る業務を完成させて、これを狭山市に納入し、狭山市は、その後、高木に対し、契約2に基づき、49万8960円の支払をした。

(4)ア 原告は、平成28年7月4日、狭山市監査委員に対し、狭山市長である小谷野は、法2条16項、契約規則21条の2、22条等に違反して、随意契約の方法により、本件各契約を締結したなどと主張して、小谷野に対して149万5260円（本件各契約に基づく支出相当額）等の支払を請求することを求める旨の住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）をした。

イ これに対し、狭山市監査委員は、平成28年8月24日付けで、本件監査請求には理由がないとして、これを棄却し、同月26日、原告に対し、監査結果を通知した。

(5) 原告は、平成28年9月23日、当庁に対し、本件訴訟を提起した。

3 当事者の主張

(原告の主張)

(1) 本件各契約は、① 契約規則21条の2第1項に違反して、予定価格を高木に漏えいし、契約の内容並びに契約の相手方の決定方法及び選定基準に係る文書を作成せずに、② また、契約規則22条2項に違反して、高木から見積書を徴するのみで（なお、株式会社昇寿堂〔埼玉出張所〕作成に係る見積書は、高木の偽造によるものである。）、2以上の相手方から見積書を徴することもせずに（「狭山市業務委託契約約款」〔以下「契約約款」という。〕4条は、受注者は業務の全部又は一部を他に委託し又は請け負わせてはならない旨を定めるのに、契約2につき、高木が業務を他に委託等せずに遂行し得るか否かについて、調査も実施されていな

い。), 随意契約の方法により, 締結された。

本件各契約を締結するのは違法であり, 本件各契約は無効であるところ, これは, 担当課長において, 広報冊子の配布を独自の政策として掲げる小谷野の意向を付度し, その職務を遂行した結果であって, 小谷野は, 担当課長のした財務会計上の違法行為による狭山市の損害を賠償する責任を負う。

(2) 狭山市は, 本件各契約に基づき合計149万5260円の支出をし, 同額の損害を被った。

よって, 原告は, 被告に対し, 法242条の2第1項4号に基づき, 小谷野に対して149万5260円(契約1につき99万6300円, 契約2につき49万8960円)及びうち99万6300円に対する平成28年5月10日(契約1の締結後の日)から, うち49万8960円に対する同月13日(契約2の締結後の日)から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求める。

(被告の主張)

(1)ア 本件各契約を締結する際, 2以上の相手方から見積書を徴していないこと, 高木が契約2に係る業務を遂行し得るか否かについて調査を実施していないことは認め(もっとも, 契約2について, 契約約款4条の適用はない。), その余は否認しないし争う。狭山市は, 本件各契約が令167条の2第1項1号及び契約規則21条に規定する契約(契約1につき「工事又は製造の請負」, 「工事又は製造の請負契約」, 契約2につき「前各号に掲げるもの以外のもの」, 「前各号に掲げる以外のもの」)に該当することから, 令167条の2第1項1号の規定による随意契約の方法により, 本件各契約を締結したのであり, 同項3号又は4号の規定による随意契約の方法により契約を締結する場合について定める契約規則21条の2第1項の違反をいう原告の主張は, その前提を欠く。

イ 本件各契約の締結については, いずれも, 決裁規程に基づき, 担当課長が専決により処理している。

本件各契約を締結したことが財務会計上の違法行為に該当するとしても, 狭山市

長である小谷野が、専決を任された担当課長のした財務会計上の違法行為により狭山市の被った損害につき賠償責任を負うのは、担当課長が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意又は過失により担当課長が財務会計上の違法行為をすることを阻止しなかったときに限られるところ、原告は、
5 上記行為について、小谷野がいかなる義務に違反し、小谷野がいかなる過失があったか、具体的な主張立証をしない。原告の主張は失当である。

(2) 本件各契約を締結したことが財務会計上の違法行為に該当するとしても、これにより、本件各契約が私法上当然に無効となるわけではないし、① 高木は、所定の期限までに、本件各契約に係る業務を完成させ、これを狭山市に納入している
10 こと、② 本件訴訟提起後、狭山市の依頼を受けた印刷業者（株式会社サンワ、株式会社鈴鹿システックス）は、契約1に係る代金を110万1060円（株式会社サンワ）、105万6024円（株式会社鈴鹿システックス）、契約2に係るそれを60万3180円（株式会社サンワ）、75万6270円（株式会社鈴鹿システックス）とする参考見積書を提出していることに照らすと、上記の行為により、狭
15 山市に損害が発生したとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 普通地方公共団体の長が、専決を任された補助職員のした財務会計上の違法行為により当該普通地方公共団体が被った損害につき賠償責任を負うのは、当該補助職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、
20 故意又は過失により当該補助職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止しなかったときに限られると解するのが相当である（最高裁平成3年12月20日第二小法廷判決・民集45巻9号1455頁参照）。

これを本件について見るに、前記前提事実のとおり、本件各契約の締結については、いずれも、決裁規程に基づき、担当課長が専決により処理しているところ、原告は、当裁判所において、被告の主張を踏まえ、小谷野の具体的な義務の内容、義務違反の態様を明らかにするよう求めたにもかかわらず、「狭山市では市長が方針
25

や目標を示せば職員は示された内容に添ってその目標や内容を完璧に達成しようと職務に精励する」, 「移住・定住をはかる施策や地域特産の振興を図る施策は市長が具体的な指示をしなくても, 職員は市長の意向を付度し, 事務執行に当たる」, 「専決者はあくまでも課長であるが, 市長の意向を反映すべく, その手法こそ誤ったが職員は職務を全うしようとしていたのは明らかである」, 「このようなときこそ市長は, 行政のトップとして自らその処分を甘んじて受ける決断をすべきであり, 事務決裁規程に基づいて専権者に責任を転嫁する主張を継続すれば, 職員は面従腹背となり, 健全な行政運営ができなくなることを肝に銘ずるべきである」との主張をするのみで, 小谷野が, 本件各契約の締結について, いかなる指揮監督上の義務に違反し, いかなる過失があったのか明らかにしない。そして, 本件各契約の締結について, 小谷野に何らかの指揮監督上の義務違反があったことをうかがわせる証拠もない。

したがって, 原告の主張を採用することはできない。

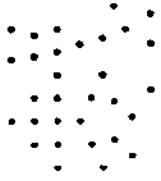
2 よって, 原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして, 主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官 森 富 義 明

裁判官 日 暮 直 子

裁判官 畑 政 和



これは正本である。

平成 29 年 10 月 25 日

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 柳澤麻紗子

